

令和8年9月1日スタート！ 生活道路の法定速度が引き下げられました！

【法改正の概要】



生活道路における自動車の法定速度が、「60km/h」から「**30km/h**」に引き下げになりました。

※**道路標識等**による指定がある場合は、その速度に従います。



最高速度40km/hの標識があるから、この道路では40km/hまで！

【生活道路とは？】



住宅街、学校周辺など、**主に地域住民の日常生活**に利用されるような、**中央線**などが無い道路のことです。歩行者や自転車も多く、道幅が狭い傾向にあります。

【生活道路で気を付けること】

【自動車・バイクの運転者】

歩行者・自転車に配慮を！

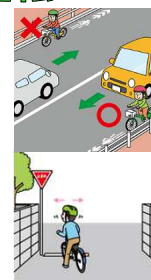
- ・必ず**法定速度**を守りましょう。スピードの出し過ぎは危険です。
- ・自転車や歩行者の「**飛び出し**」に常に注意しましょう。
- ・決められた速度の範囲内であっても、**道路状況**や**天候**に応じて、安全な速度で運転するよう心がけましょう。



【自転車の運転者】

ルールを守って、安全運転！

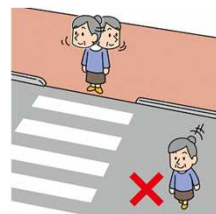
- ・自転車は「**車の仲間**」です。
- ・自転車は**車道の左側が原則、右側通行は絶対禁止**です。
- ・**信号と一時停止は必ず守り**、周囲の安全を確認してから通行しましょう。
- ※自転車の重大事故のうち、**約8割**は自転車側に交通違反があります。



【歩行者】

自分の身は、自分で守る！

- ・**車両の動き**に常に注意を払いながら道路を歩きましょう。
- ・道路を横断する時は**横断歩道**を使い、周囲の安全を確認してから渡りましょう。急な「**飛び出し**」や「**斜め横断**」は大変**危険**です。



【事故に遭わない・起こさない】

思いやりを持った行動を！

- ・法定速度が引き下げられたからといって、交通事故は無くなりません。
- ・**道路を使用する全員が、「相手を思いやる心」**を持って通行することが大切です。交通ルールを守って、事故のない**安全・安心**な生活を送りましょう。

